

第1節 総則

第1 計画策定の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害を踏まえ、玄海原子力発電所で同様の災害が万が一に発生した場合に備えることが必要である。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の主旨を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転など（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、糸島市（以下「市」という。）、福岡県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関などの防災関係機関が取るべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

1 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市及び関係機関は、想定される全ての事態に対して、対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 糸島市地域防災計画（「風水害応急対策計画」、「震災応急対策計画」）との整合性

この計画は、「糸島市地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「糸島市地域防災計画」の「風水害応急対策計画」、「震災応急対策計画」によるものとする。

3 計画の構成

この計画の構成は、次の5節による。

(1) 第1節 総則

計画の趣旨、原子力災害対策重点区域の範囲、防災関係機関の業務など計画の基本となるものを定める。

(2) 第2節 災害事前対策

原子力災害が発生した際の体制など、整備しておく対策をあらかじめ定める。

(3) 第3節 災害応急対策

原災法又は「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」（以下「協定」という。）第2条又は原災法に基づき、原子力事業者から原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定める基準以上の放射線量検出や緊急事態の際の通報（以下「非常時の情報連絡」という。）を受けた場合の対応及び内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した時から緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を定める。

(4) 第4節 災害復旧対策

緊急事態解除宣言後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を定める。

(5) 第5節 複合災害対策

原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）において、応急対策に当たる上での体制及び留意点を定める。

4 計画の修正

この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直しなどにより修正の必要があると認めるときは、これを修正する。

第3 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図る。

また、各防災関係機関においては、この計画を習熟し、必要に応じて細部の活動計画などを作成し、万全を期する。

第4 計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針

この計画（原子力災害対策編）の策定又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第5 原子力災害対策重点区域の範囲

市において、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定など原子力災害対策重点区域の範囲は、指針における「緊急防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone.以下「UPZ」という。）」を踏まえて定めるものとする。

本市において、原子力災害対策重点区域の範囲は、玄海原子力発電所からおおむね半径30kmの円内（以下「対象地域」という。）とする。

ただし、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、

放射線量の実測値などを指針における「運用上の介入レベル(O I L (Operational Intervention Level. 以下「O I L」という。ただし、放出された放射性核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合には、改定後の値によるものとする。))」に照らして、必要な防護措置を実施するものとする。

【 原子力災害対策重点区域（玄海原子力発電所からおおむね半径 30 k mの地域） 】



(平成 24 年 4 月作成)

- ※ 本図は、国土地理院九州地方測量部から防災用として提供を受けた基盤地図を使用して作成されています。
- ※ 本図は、防災目的に限り利用できます。

【 おおむね半径 30 kmに含まれる行政区 】

糸島市	鹿家、吉井下、吉井上、福井、大入、佐波、淀川、宮小路堂山、やよい野、南町、元町、道元、白浜町、深江東町、塩屋町、古家町、本町、福永、深江西町、深江新町、湊町、祇園町、片山、下松末、松末、一貴山、上深江、石崎、満吉、武、田中、浜窪、松原、西貝塚、東貝塚、香月、久家、寺山、船越、志摩新町、岐志岡、岐志浜、芥屋、野辺福ノ浦、姫島、御床、小富士、小金丸西、加布里中、加布里西
-----	--

- ※ 行政区として定められていない地域についても、原子力災害対策重点区域と位置付ける。

第6 原子力施設の状態に応じた防護措置などの実施

市及び県は、玄海原子力発電所で災害が発生した場合、指針に基づく以下の事態区分に応じて、対象地域における防護措置などを準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、対象地域外においても、国の指示によって段階的に予防的な防護措置を実施することがある。

事態区分	区分の概要	具体的事例	防護措置などの概要
情報収集事態	佐賀県玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合		(情報収集態勢)
緊急事態区分	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合 他 	(警戒態勢)
	施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他 	・屋内退避の準備
	全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の実施 安定ヨウ素剤の服用準備（配布など） 避難、一時移転、避難退域時検査の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保など）

第7 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングの測定結果を、OILに照らして、必要な防護措置を実施する。

【 O I L と防護措置 】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

（出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）

第8 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、糸島市地域防災計画（第1章総則第2節に定める「関係機関等の業務大綱」）を基本に、次のとおりとする。

【 処理すべき事務又は業務の大綱 】

1 市

機 関 名	所 掌 事 項
糸島市	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) モニタリング施設及び体制の整備の協力 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 災害発生時における国、県などとの連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (9) 災害状況の把握及び情報提供 (10) 緊急時モニタリングへの協力 (11) 住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (12) 行政機関、学校等の避難 (13) 原子力災害医療への協力 (14) 住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限 (15) 住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など (16) 放射性物質による汚染の除去 (17) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18) 各種制限措置の解除 (19) 損害賠償の請求などに必要な資料の整備 (20) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (21) 文教対策 (22) 相談窓口の設置 (23) 市管理の道路の管理 (24) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (25) その他災害対策に必要な措置

2 消防本部

機 関 名	所 掌 事 項
糸島市消防本部	(1) 教育及び訓練の実施 (2) 住民等に対する避難等の誘導に関すること (3) 消防活動に関すること (4) 救助・救急活動に関すること (5) 避難等の誘導に係る資料の整備 (6) 消防団に関すること

3 県

機 関 名	所 掌 事 項
福岡県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 災害発生時における国、市町村などとの連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材などの整備 (9) 災害状況の把握及び情報提供 (10) 緊急時モニタリングの実施 (11) 市町村長に対する住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 (12) 保健医療調整本部の設置・運営 (13) 原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関することなど） (14) 市町村長に対する住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示など (15) 市町村長に対する住民などへの汚染農林水産物等の出荷制限の指示など (16) 放射性物質による汚染の除去 (17) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (18) 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 (19) 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 (20) 文教対策 (21) 相談窓口の設置 (22) 県管理の道路の管理 (23) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 (24) その他災害対策に必要な措置

4 警察

機 関 名	所 掌 事 項
福岡県警察	(1) 住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 (2) 立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制など (3) 緊急輸送のための交通の確保 (4) 犯罪の予防など社会秩序の維持 (5) その他災害警備に必要な措置

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 九州管区警察局	ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 イ 広域的な交通規制の指導調整 ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整
(2) 福岡財務支局	ア 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
(3) 九州厚生局	ア 災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整
(4) 九州農政局	ア 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること イ 災害時における応急用食料の確保などに関すること ウ 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 エ 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物などの移動制限及び解除に関する指導 オ 災害時の政府所有米穀の供給の支援
(5) 九州森林管理局(福岡森林管理署)	ア 国有林野・国有林産物の状況の把握 イ 材木(原木)の供給促進など、災害時の材木需要への対応
(6) 九州経済産業局	ア 被災商工業者への支援に関すること イ 復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保
(7) 九州産業保安監督部	ア 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保 イ 鉱山における保安確保
(8) 九州運輸局(福岡運輸支局)	ア 災害時における輸送用車両の斡旋、確保 イ 災害時における船舶の斡旋、確保 ウ 自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令など エ 運送の安全確保に関する指導
(9) 大阪航空局(福岡空港事務所及び北九州空港事務所)	ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
(10) 第七管区海上保安本部	ア 災害時における船舶の退避及び航行制限などの措置 イ 救援物資、避難者などの緊急海上輸送の支援 ウ 海上における救急・救助活動の実施 エ 緊急時海上モニタリングの支援
(11) 福岡管区气象台	ア 災害時における気象情報の発表及び伝達 イ 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時などにおける、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項などを記載した支援資料の提供
(12) 九州総合通信局	ア 災害時における電気通信の確保 イ 非常通信の統制、管理

機 関 名	所 掌 事 項
	ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
(13) 福岡労働局	ア 労働者の被ばく管理の監督指導 イ 労働災害調査及び労働者の労災補償 ウ 労働者の確保・被災者の職業あっせん
(14) 九州地方整備局	ア 国管理の国道、一級河川の管理 イ 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

6 自衛隊

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 陸上自衛隊西部方面 総監部・第四師団	ア 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 イ 住民などの避難、物資の輸送などにおける陸上輸送支援 ウ その他災害応急対策の支援
(2) 海上自衛隊佐世保地 方総監部	ア 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 イ 住民などの避難、物資の輸送などにおける海上輸送支援 ウ その他災害応急対策の支援
(3) 航空自衛隊西部航空 方面隊	ア その他災害応急対策の支援

7 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 九州旅客鉄道株式会 社、西日本旅客鉄道株式会 社	ア 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(2) 西日本電信電話株式 会社（九州支店）、NTT コミュニケーションズ 株式会社、株式会社NTT ドコモ、KDDI株式会社、 ソフトバンク株式会社	ア 災害時における通信の確保
(3) 日本銀行（福岡支店、 北九州支店）	ア 銀行券の発券ならびに通貨および金融の調節 イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための 措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
(4) 日本赤十字社（福岡県 支部）	ア 災害時における医療救護などの実施
(5) 日本放送協会（福岡放 送局）	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及

(6) 西日本高速道路株式会社	ア 災害時における避難経路及び輸送経路などの確保
(7) 日本通運株式会社(福岡支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	ア 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(8) 西部ガス株式会社	ア 災害時におけるガスの供給確保
(9) 日本郵便株式会社(九州支社)	ア 災害時における郵便事業運営の確保

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	ア 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(2) 福岡国際空港株式会社	ア 航空機輸送の安全確保と空港機能の確保
(3) 大牟田ガス株式、会社 西日本ガス株式会社	ア 災害時におけるガスの供給確保
(4) 公益社団法人福岡県水難救済会	ア 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること。
(5) 株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞社西部本社、株式会社毎日新聞社西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及
(6) 戸畑共同火力株式会社	ア 災害時の電力供給確保
(7) RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROS	ア 災害情報の伝達 イ 原子力防災知識の普及

機 関 名	所 掌 事 項
SFM、ラブエフエム国際放送株式会社	
(8) 公益社団法人福岡県医師会	ア 災害時における医療救護などの実施
(9) 公益社団法人福岡県獣医師会	ア 災害時に負傷した愛護動物の治療などの実施
(10) 公益社団法人福岡県歯科医師会	ア 災害時における歯科医療救護などの実施
(11) 公益社団法人福岡県トラック協会	ア 災害時における緊急物資輸送の協力
(12) 一般社団法人福岡県LPガス協会	ア 災害時におけるLPガスの供給確保
(13) 公益社団法人福岡県看護協会	ア 医療の視点からの要配慮者などへの支援
(14) 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	ア 福祉の視点からの要配慮者などへの支援
(15) 公益社団法人福岡県薬剤師会	ア 災害時の医療救護(調剤)などの実施

9 その他公共的団体

機 関 名	所 掌 事 項
(1) 農業協同組合	ア 農産物の出荷制限など応急対策の指導 イ 食料供給支援
(2) 森林組合	ア 林産物に関する対策の指導
(3) 漁業協同組合連合会・漁業協同組合	ア 水産物の出荷制限など応急対策の指導
(4) 商工会議所・商工会	ア 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
(5) 学校法人	ア 原子力防災に関する知識の普及及び指導 イ 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施 ウ 避難施設としての協力

10 原子力事業者

機 関 名	所 掌 事 項
九州電力株式会社	(1) 原子力発電所の防災体制の整備 (2) 原子力発電所の災害予防 (3) 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 (4) 防災教育及び訓練の実施 (5) 原子力災害時における通報連絡体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> (6) モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9) 緊急時における通報及び報告 (10) 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (11) 原子力発電所の施設内の応急対策 (12) 緊急時医療措置の実施のための協力 (13) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (14) モニタリングの実施 (15) 県、市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (16) 相談窓口の設置 (17) 原子力発電所の災害復旧
--	--

第2節 災害事前対策

第1 災害事前対策の概要

本節は、災対法、原災法及び協定に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生に備えた事前対策について定める。

第2 効果的な応急対策活動のための事前対策

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況などの届出の受理

(1) 原子力事業者防災業務計画の協議

市は、原子力事業者が策定又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、本計画との整合性を保つなどの観点から、速やかに意見を文書で回答する。

(2) 原子力防災管理者選任などの届出受領

市は、原子力事業者が県に届け出た原子力防災組織の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

2 原子力防災専門官との連携

市は、本計画（原子力災害対策計画）の策定、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・伝達、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、市民などに対する原子力防災に関する情報提供、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。

3 即応体制の整備

市は、原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、災害警戒本部や災害対策本部の組織編成を定めるなど、即応体制の整備を図る。（組織などについては、第3節を参照）

(1) 情報収集・警戒態勢をとるために必要な体制などの整備

ア 情報収集態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態の発生を覚知した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報収集態勢をとるために必要な体制を整備する。

イ 警戒態勢を取るために必要な体制

市は、警戒事態の発生を覚知した場合、又は協定第2条若しくは原災法に基づき、原子力事業者から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合に備え、速やかに職員を非常参集させ、警戒態勢をとるために必要な体制を整備する。

また、災害への警戒態勢を取るためのマニュアルの策定など、必要な体制の整備に努める。

ウ オフサイトセンターにおける国の原子力災害現地対策本部などの立ち上げ準備

市は、警戒事態の発生を覚知した場合、又は警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合、直ちに国、県、佐賀県、長崎県及びその他防災関係機関と協力して、オフサイトセンターにおける国の原子力災害現地対策本部などの立ち上げ準備が迅速に行われるよう、あらかじめ職員の派遣を準備し、必要な資機材を整備する。

エ 国の現地事故対策連絡会議への職員派遣の準備

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに職員を迅速に派遣するため、国が現地に配置する原子力防災専門官などと協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

(2) 災害対策本部体制などの整備

市は、全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合又は知事若しくは市長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・分掌事務及び職員の参集配備体制などについて、あらかじめ定めておく。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

(3) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制の整備

ア 原子力災害合同対策協議会の組織体制

国、県、市及び原子力事業者は、原災法第15条に基づく緊急事態宣言発出後、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織するための体制を整備しておく。

なお、オフサイトセンターが使用できない場合は、代替オフサイトセンターに指定している佐賀県庁、または長崎県消防学校において体制を整備する。

イ 合同対策協議会への職員の配置

市は、合同対策協議会に職員を配置し、緊急時モニタリング、原子力災害医療及び、住民などの屋内退避、避難状況の把握などを行うための体制を整備しておく。

ウ 派遣職員など

市は、オフサイトセンターにおいて、協議会の運営等防災対策に従事する職員、派遣方法及びその役割などについて、あらかじめ定めておく。

(4) 自衛隊災害派遣要請などの体制整備

市は、以下の手続きが迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口及び連絡の方法を決めておくなど必要な体制を整備しておく。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定

を行っておく。

- ①知事に対する自衛隊の災害派遣要請
- ②派遣要請先に対する要請をした旨及び災害の状況についての通知
- ③派遣要請先に対する要請の要求ができない旨及び災害の状況についての通知

(5) 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県、関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

4 情報収集・伝達体制の整備

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制の整備を図る。

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 市と防災関係機関相互の連絡体制

市は県と連携し、原子力災害に対し万全を期すため、各防災機関相互の情報の収集・連絡体制の整備及び充実を図る。その際、夜間休日の場合においても対応できる体制を整備する。

また、市及び県は、原子力事業者との協定の着実な運用を図る。

イ 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じ、ヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

ウ 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

エ 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、各種通信設備設置者間の連携及び応急対策など緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(2) 通信手段、経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

ア 市防災行政無線などの整備

市は、市民などへの的確な情報提供を図るため、市防災行政無線を中心とした多様な情報提供手段の整備を行う。

イ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

市は、地上系及び衛星系に二重ルート化した福岡県防災・行政情報ネットワークを有

効に活用する。

ウ 移動通信系の活用

市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話、漁業無線などの業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線及びアマチュア無線などによる移動通信系の活用が円滑に図れるよう努める。

エ 災害時優先電話などの活用

市は、西日本電信電話株式会社などの電気通信事業者により提供されている災害時優先電話などを効果的に活用するよう努める。

オ 災害用伝言サービスの活用

市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人などの安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社などの通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

カ 非常用電源の確保

市は、庁舎などが停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置などを行う。

キ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備などについて、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

(3) 情報の分析整理

ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ、専門的知識を有する国の職員や有識者などの意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、市は、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、国及び県と連携し、情報のデータベース化及びネットワーク化の推進に努める。

ウ 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部、市災害対策本部及びオフサイトセンターに適切に備え付ける。

- ① 原子力施設（事業所）に関する資料
- ② 周辺人口、交通状況などの社会環境に関する資料
- ③ 周辺地域の気象及び地形資料、平常時のモニタリング資料などの放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ④ 防災資機材の配備状況に関する資料
- ⑤ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
- ⑥ 避難に関する資料

5 広域防災体制の整備

市は、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うため、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、協定締結などによる個別の協力体制の構築など広域的な応援体制の整備に努める。

(1) 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

(2) 広域的な応援協力体制の整備

市は、県の協力のもと関係市町村と応援協定を締結するなど、緊急時における広域的な応援体制の整備を図る。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 専門家の派遣要請手続の整備

市は、警戒事態の発生を覚知した場合又は警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合又は災害警戒本部などを設置した場合は、必要に応じて、国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きをあらかじめ定めておく。

(4) 消防本部受援体制の整備

消防本部は、糸島市消防本部受援計画に基づき、県内の広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の受入れ体制の充実強化に努める。

6 モニタリング体制の整備

市は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制整備に努める。

7 市民などへの情報提供体制の整備

市は、市民などに対し、危険回避のための情報や災害情報などを迅速かつ的確に提供するため、市民などに提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用など情報提供体制の整備を図る。

(1) 情報項目の整理

市は、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民など

に提供すべき情報の項目について整理しておく。

(2) 情報提供体制の整備

市は、市民などに対し、的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者（高齢者、障がいのある方など、被災者の年齢、性別、障がいの有無などから、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。））及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員などとの協力・連携に努める。

(3) 住民相談窓口の設置など

市は、住民などからの問合せに対応する住民相談窓口の設置などについて、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含め、あらかじめその方法、体制などについて定めておく。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

市はホームページ、CATVなどの多様なメディアの活用体制の整備に努める。

8 緊急輸送活動体制の整備

市は、国の専門家など（モニタリング、医療など）の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続、空港などから現地までの先導体制など）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

また、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

9 原子力災害医療体制の整備

原子力災害が発生した場合に、原子力災害医療を適切に実施するため、市は要員や訓練の実施など、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

(1) 原子力災害医療体制の整備

市は、国からの指示に基づき県が避難住民などに対して行う防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）、簡易除染（着替え、拭き取りなど）など原子力災害医療について協力し、体制の整備を図る。

また、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。

(2) 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

市は、県及び医療機関などと連携し、住民などが緊急時に避難や一時移転を行う際に、安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布・服用に関与する医師・薬剤師の手配などについて、あらかじめ定めるとともに、安定ヨウ素剤を、あらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

併せて、市は、県と連携し、服用の効果・対象者、禁忌などについて説明するための説明書などをあらかじめ準備する。

なお、市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民などの受入協力を依頼するなど救急医療体制の整備に努める。

10 避難受入れ活動体制の整備

原子力災害が発生し、広域的な避難等が必要となった場合、迅速かつ円滑に行うことが重要である。また、市は、市民などの安全確保を図るため、糸島市原子力災害広域避難個別計画（以下「個別計画」という。）の策定、指定避難所の整備など各防災関係機関と連携し、平常時から市民などの避難体制の整備に努める。

(1) 避難計画の策定

市は、福岡県原子力災害広域避難基本計画を踏まえ、県、国、自衛隊、県警察、海上保安部、原子力事業者及び関係機関の協力のもと、対象地域の住民に関する避難等についての「個別計画」を策定する。

(2) 指定避難所などの整備

ア 指定避難所などの整備

市は、関係市町村の協力を得て、学校や公民館などの公共的施設（県有施設を含む。以下同じ。）を対象に、その管理者の同意を得て指定避難所としてあらかじめ指定する。

避難に当たっては、必要に応じて、UPZ外の安全な地域にあらかじめ中継所を設置し、避難元から中継所まで往復輸送を行う中継所方式の活用を図るものとする。

イ 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等の整備

市は、県などと協力し、住民などの避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。

ウ コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と協力し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

エ 広域避難に係る応援協定の締結

市は、県と協力し、円滑な広域避難が可能となるよう、他市町村との応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法及び受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

オ 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ応急仮設住宅等の供給体制を整備しておく。

カ 被災者支援体制の整備

市は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援体制の整備等に努める。

キ 指定避難所における設備等の整備

市は、県と協力し、指定避難所において、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ク 物資の備蓄に係る整備

市は、県と協力し、指定された避難所において、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄の整備を進める。

(3) 要配慮者などの避難誘導・移送体制などの整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、消防団や民生委員・児童委員、周辺住民及び自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者などに関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等の避難誘導について、十分配慮する。

また、市は、適切な避難誘導・安否確認を行うため、防災関係機関と連携し、要配慮者に関する情報の把握・共有に努める。

(4) 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難等のための立ち退きの指示などを行った場合、市民などの避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

(5) 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県と協力し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報、支援及びサービスを容易かつ確実に提供できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用及び強化を図る。

(6) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、県と協力して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

(7) 指定避難所などへの避難方法などの周知

市は、屋内退避の方法及び指定避難所などへの避難方法（自家用車の利用、愛護動物との同行避難を含む）について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。

11 行政機関、学校等の避難先

市は、庁舎や学校等の所在地が避難等のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき避難先をあらかじめ定めておくとともに、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により業務継続体制の整備に努める。

12 飲料水、飲食物の摂取制限などに関する体制の整備

原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物などが放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、市民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、市は、飲料水及び飲食物の摂取制限や出荷制限が行われた場合に備え、住民などへの飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

13 緊急事態応急対策に従事する者への研修

市は、関係省庁などが実施する原子力防災に関する研修に緊急事態応急対策に従事する者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。

また、国及び防災関係機関と連携し、以下に掲げる事項などについて、必要に応じて緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施する。

- ① 原子力防災体制に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器などに関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ 緊急時に市、国、県などが講じる対策の内容に関すること。
- ⑧ 緊急時に市民などがとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑩ 原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
- ⑪ リスクコミュニケーションに関すること
- ⑫ その他緊急時の対応に関すること。

14 救助・救急及び防護資機材の整備等

原子力災害が発生した場合に、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の救助・救急活動を行うため、市は、その役割に応じて応急救護用医薬品及び防護服などの資機材の整備に努める。

(1) 救助・救急用装備資機材などの整備充実

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受けたときは、県と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

(2) 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(3) 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備など

ア 資機材

市は、県と協力し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため

の資機材の整備に努める。

イ 情報交換

市は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時から国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

15 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

市は、核燃料物質等の運搬中の事故（県が管轄する場所で事象が発生した場合）による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

第3 市民などの防災力の向上

1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、平常時から市民などの原子力防災に対する意識の向上を図るため、次に掲げる事項などについて継続的に啓発活動を実施する。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、特に要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発を図られるよう努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に県、国などが講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 屋内退避や避難等に関すること。
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること。
- ⑧ 緊急時に取るべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- ⑩ 放射性物質による汚染の除去に関すること
- ⑪ 放射性物質により汚染され、または、そのおそれのあるものの処理に関すること

2 防災訓練の実施

市は、緊急事態応急対策に従事する者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、市民の防災意識の高揚を図るため、国などの支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的実施する。

(1) 訓練計画の策定

ア 訓練計画

市は県と連携し、次に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ① 災害対策本部などの設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、運営訓練

- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療対策訓練
- ⑥ 住民などに対する情報提供訓練
- ⑦ 住民参加訓練
- ⑧ その他必要な訓練

イ 国の総合防災訓練計画

国（原子力防災会議及び原子力規制委員会）が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練を実施するためその計画を策定する場合、市は、訓練実施計画の企画立案に参画する。

(2) 訓練の実施

ア 訓練

市は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、住民や緊急事態応急対策に従事する者の知識の習得、技術の習熟及び防災関係機関相互の連携を図る。

イ 国の総合防災訓練

市は、国（原子力防災会議及び原子力規制委員会）が総合的な防災訓練を実施する場合、国、県、原子力事業者及び防災関係機関と共に参加するものとする。

(3) 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携して訓練を実施するに当たり、訓練想定について国から助言を受けるなど、実践的なものとなるよう工夫する。

また、当該訓練の目的及びチェックすべき項目を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家なども活用しつつ訓練の評価を行い、必要に応じ、訓練やマニュアルの策定に活かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組むものとする。

3 学校、医療機関などにおける避難計画の策定及び防災教育・防災訓練の実施

学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）、病院等医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）、入院患者、入所者、利用者の安全を確保するため、あらかじめ避難のための計画を策定するとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

(1) 学校等

ア 避難計画の策定

対象地域に所在する学校等の管理者は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、あらかじめ、防災関係機関と協力して、保護者への引き渡し方法、緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法などについての計画を策定するよう努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

学校等の管理者は、避難計画に基づき、職員、生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努める。

(2) 病院等医療機関

ア 避難計画の策定等

対象地域に所在する病院等医療機関の管理者は、原子力災害時における入院患者などの安全を確保するため、あらかじめ防災関係機関と協力して、緊急連絡体制、対象地域外の避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての計画を策定するよう努める。

特に、入院患者の避難誘導に配慮した体制の整備に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画に基づき、職員に対する防災教育・防災訓練の実施に努める。

(3) 社会福祉施設

ア 避難計画の策定

対象地域に所在する社会福祉施設の管理者は、原子力災害時における入所者などの安全を確保するため、あらかじめ防災関係機関と協力して、緊急連絡体制、対象地域外の避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保及び関係機関との連携方策などについての避難計画を策定するよう努める。

特に、入所者の避難誘導に配慮した体制の整備を図る。

イ 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画に基づき、職員に対する防災教育・防災訓練の実施に努める。

(4) 大規模集客施設など

ア 避難計画の策定

対象地域に所在する百貨店等大規模小売店舗、ホテル、旅館及び駅などの不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、原子力災害時における利用者の安全を確保するため、あらかじめ防災関係機関と協力して、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、対象地域外の避難場所及び避難経路などについての計画を策定するよう努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

大規模集客施設等の管理者は、避難計画に基づき、職員に対する防災教育・防災訓練の実施に努める。

(5) 指導の充実

市は、県など防災関係機関と協力し、学校等、病院、社会福祉施設及び大規模集客施設などの管理者が適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

第3節 災害応急対策

第1 災害応急体制の概要

本節は、市が情報収集事態又は警戒事態の発生を覚知した場合、協定第2条又は原災法に基づき、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の情報連絡があった場合及び全面緊急事態が発生し原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の原子力緊急事態応急対策（以下「緊急事態応急対策」という。）を中心に定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に定めた対策に準じて対応する。

第2 活動体制の確立

1 即応体制の確立

市は、原子力災害に対処するため、災害対策本部などを設置し、活動体制を確立する。

(1) 活動体制の確立

ア 情報連絡本部

(ア) 情報連絡本部の設置

市は、情報収集事態の発生を覚知した場合、危機管理課内に情報連絡本部を設置して、速やかに、職員の非常参集及び情報の収集・伝達に当たる。

(イ) 状況の把握

市は、県及び国との連携を図りつつ、原子力事業者等から情報を得るなど状況の把握に努める。

イ 災害警戒本部

(イ) 災害警戒本部の設置

市は、警戒事態の発生を覚知した場合、又は協定第2条若しくは原災法に基づき、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、又は県が災害警戒本部を設置した場合もしくは放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ、又はそのおそれがあるとして総務部長が必要と認めた場合は、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集及び情報の収集・連絡体制の確立など必要な措置を取るとともに、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、警戒態勢を取る。

なお、総務部長が不在の場合は、危機管理課長が代理する。

(イ) 状況の把握

市は、災害警戒本部を設置した場合、国及び県と連携を図り、原子力事業者等から情報を得るなど事故の状況を把握する。

また、必要に応じ、有識者などの専門家に意見を求める。

(ウ) オフサイトセンターの設営への協力

市は、災害警戒本部を設置した場合、必要に応じてオフサイトセンターの設営に協力する。

(エ) 現地事故対策連絡会議への市職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催するに当たり、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を同センターに派遣する。

(オ) 国などとの情報共有

市は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況及び緊急事態応急対策の準備状況などについて随時連絡する。また、派遣職員は、国などの対応状況を災害対策本部に報告するなど国等との連絡・調整を行い、情報の共有化を図る。

(カ) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

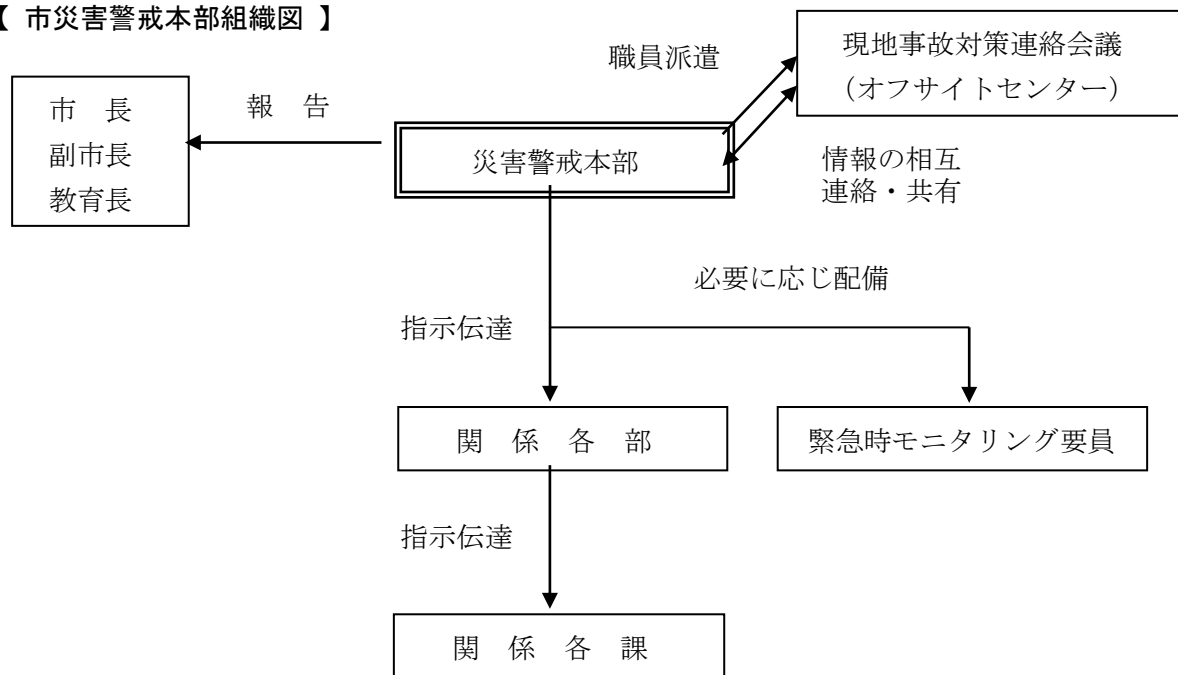
- a 国の指導・助言、緊急時モニタリング調査などを踏まえて、災害警戒本部長が、原子力施設の災害が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- b 災害対策本部が設置されたとき。

(キ) 災害警戒本部の組織、配備体制及び分掌事務

災害警戒本部の組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。

なお、災害警戒本部の事務は、危機管理課が所掌する。

【 市災害警戒本部組織図 】



【 市災害警戒本部の配備体制、分掌事務 】

部名	課名	分掌事務
総務部	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市災害警戒本部の設置、運営に関する事。 ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関する事。 ○ 国、県、原子力防災専門官、及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事。 ○ 災害警戒体制の総合調整に関する事。 ○ オフサイトセンターの設営に関する事。 ○ 原子力施設の状況把握に関する事。 ○ 緊急時モニタリングに関する事。 ○ 安定ヨウ素剤配布の連絡調整に関する事。 ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。 ○ 市民からの問い合わせに関する事。
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部内の連絡調整に関する事。
経営戦略部	企画秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営戦略部内の連絡調整に関する事。 ○ 市民からの問い合わせに関する事。 ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。
地域振興部	コミュニティ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティセンターの利用状況等の把握に関する事。 ○ 公共交通機関の運行状況の把握に関する事。
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育施設の利用状況等の把握に関する事。
市民部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民部内の連絡調整に関する事。
生活環境部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電力需給の状況把握に関する事。 ○ 緊急時モニタリングに関する事。
	業務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境部内の連絡調整に関する事。
	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時モニタリングに関する事。 ○ 水道施設の状況把握に関する事。
	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の状況把握に関する事。
健康福祉部	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療関係機関との連絡調整に関する事。 ○ 医療関係施設の状況把握に関する事。 ○ 安定ヨウ素剤配布の連絡調整に関する事。
	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者福祉施設の状況把握に関する事。
	福祉保護課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康福祉部内の連絡調整に関する事。
	介護・高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・高齢者福祉施設の状況把握に関する事。
建設都市部	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設都市部内の連絡調整に関する事。
	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、河川等の状況把握に関する事。
農林水産部	農業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農畜産物の出荷状況等の把握に関する事。

		○ 農林水産部内の連絡調整に関すること。
	農地政策課	○ 農道、頭首工、ため池及び水路の状況把握に関する こと。
	水産林務課	○ 農林水産物の出荷状況等の把握に関すること。
経済振興部	ブランド政策課	○ 経済振興部内の連絡調整に関すること。 ○ 観光客数等の状況把握に関すること。 ○ 一時滞在者の帰宅等呼びかけに関すること。
子ども教育部	子ども課	○ 児童福祉施設の状況把握に関すること。
	子育て支援課	○ 安定ヨウ素剤配布の連絡調整に関すること。
	教育総務課	○ 学校等の状況把握に関すること。
	学校教育課	○ 子ども教育部内の連絡調整に関すること。
議会事務局	議事課	○ 議会事務局内の連絡調整に関すること。
消防本部	消防総務課 予防課 警防課 救急課 通信指令課 消防署	○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること。 ○ 関係機関等との連絡調整に関すること。 ○ 消防本部・署内の連絡調整に関すること。
各部共通		○ 部課内職員の動員配備に関すること。 ○ 所管施設の状況把握に関すること。 ○ 災害警戒本部への報告に関すること。

ウ 災害対策本部

(ア) 災害対策本部の設置

市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合又は県が災害対策本部を設置した場合若しくは住民等の安全確保のために市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。市長が不在の場合は、副市長、教育長、総務部長の順に代理し、指揮系統を確立する。

なお、市長が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに県へ報告する。

(イ) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

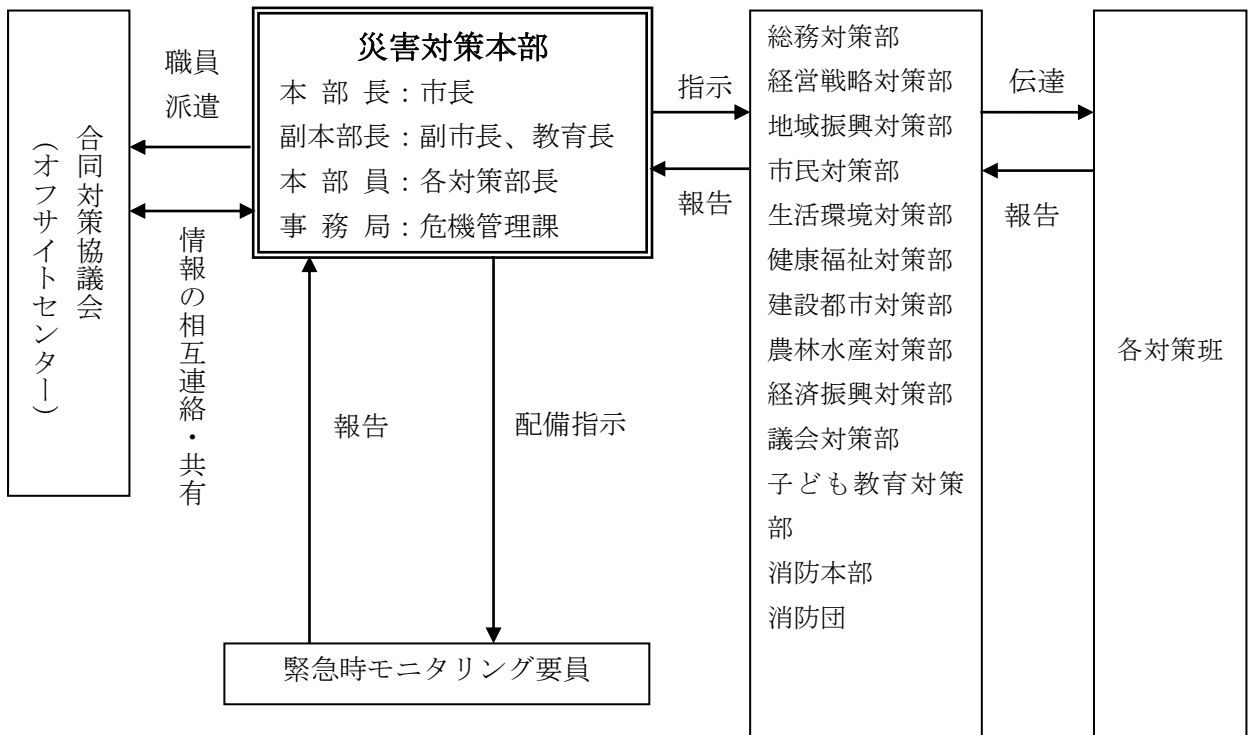
- a 緊急事態解除宣言がなされたとき。
- b 国の指導・助言、緊急時モニタリング調査などを踏まえて、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(ウ) 災害対策本部の組織、配備体制及び分掌事務

災害対策本部などの組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。

なお、災害対策本部の事務は、危機管理課が所掌する。

【 市災害対策本部組織図 】



【 市災害対策本部の配備体制、分掌事務 】

対策部名	班 名	分掌事務
総務対策部 (総務部)	危機管理班 (危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部事務局の運営に関する事。 ○ 市災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事。 ○ 合同対策協議会に関する事。 ○ 国、県、その他関係機関との連絡調整に関する事。 ○ 原子力施設の状況把握に関する事（原子力事業者との連絡調整を含む）。 ○ 国、県に対する報告及び専門家等の派遣要請並びに連絡調整に関する事。 ○ 被害情報の収集及び連絡に関する事。 ○ 防護対策及び対象地域の検討に関する事。 ○ 屋内退避・避難の指示、解除に関する事 ○ 警戒区域の設定、解除に関する事。 ○ 避難の総合的な進行管理及び避難者の把握に関する事。 ○ 広域避難受入れ市町村との連絡・調整に関する事。 ○ 自衛隊の災害派遣要請及び協力機関の協力要請に関する事。 ○ 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の派遣要請に関する事。 ○ 緊急時モニタリングに関する事。 ○ 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事。 ○ 災害対策基本法、及び災害救助法に基づく諸対策に関する事。 ○ 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 ○ 関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関する事。 ○ 気象情報の収集、伝達に関する事。 ○ 災害資料の作成及び災害記録に関する事。 ○ 行方不明者の捜索に関する事。 ○ 防災行政無線の運用、管理に関する事。 ○ 罹災証明の発行に関する事。 ○ 復旧・復興事業からの暴力団排除に関する事。

	総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 部内外の連絡調整に関すること。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 ○ 他の部の所管に属さないこと。 ○ 職員の動員及び参集状況調査に関すること。 ○ 職員及びその家族の被害調査に関すること。 ○ 職員の健康管理に関すること。 ○ 災害従事職員の公務災害に関すること。 ○ 各対策班の応援に関すること。
	公共施設管理班 (公共施設管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用車の配置に関すること。 ○ 緊急通行車両の確認申請に関すること。 ○ 公共施設、公共空地の利用調整に関すること。 ○ 庁舎管理及び市有財産の被害調査、復旧対策に関すること。 ○ 災害対策従事者の食料、飲料水、宿泊の確保に関すること。 ○ 物資の輸送に関すること。 ○ 各対策班の応援に関すること。
	監査事務班 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策事務及び各対策班の応援に関すること。
	会計班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配備要員の給食に関すること。 ○ 災害対策本部用物資の調達及び出納保管に関すること。 ○ 義援金の受付、保管及び配分に関すること。 ○ 各対策班の応援に関すること。
経営戦略対策部	企画秘書班 (企画秘書課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見舞者等への応援、秘書に関すること。 ○ 本部長、副本部長の秘書に関すること。 ○ 部内外の連絡調整に関すること。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 ○ 災害対策事務及び各対策班の応援に関すること。
	情報政策班 (情報政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の処理に関すること。 ○ 被害情報の収集及び連絡に関すること。 ○ 市域の災害情報、被害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害対策本部と報道機関の連絡に関すること。 ○ 被災地の記録写真の撮影等に関すること。 ○ 気象予報、警報の収集および気象情報の連絡に関すること。 ○ 各対策班の応援に関すること。

	財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関する こと。 ○ 国、県等の補助金の措置に関すること。 ○ 災害関係経費のとりまとめに関すること。 ○ 各対策班の応援に関すること。
地域振興対策部	コミュニティ推 進班 (コミュニティ 推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民組織(行政区等)との連絡に関すること。 ○ 災害時の相談室の設置に関すること。 ○ 外国人への支援に関すること。 ○ JR・バス等公共交通機関の状況把握及び連絡に関す ること。 ○ 緊急輸送(市営渡船、バス等)に関すること。 ○ 安否情報に関すること。 ○ 避難指示等の広報車による広報に関すること。 ○ 各市立コミュニティセンター等との連絡調整に関す ること。
	生涯学習班 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育施設及び設備の被害調査及び応急対策に関 すること ○ 災害対策事務及び各対策班の応援に関すること
	文化班 (文化課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財及び文化施設等の被害調査及び災害対策に関 すること ○ 災害対策事務及び各対策班の応援に関すること
	人権・男女共同参 画推進班 (人権・男女共同 参画社会推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評 被害)による人権侵害の防止に関すること。 ○ 人権センター及び男女共同参画センターの被害調査 及び災害対策に関すること。 ○ 災害対策事務及び各対策班の応援に関すること。
市民対策部	市民班 (市民課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地住民登録に関すること。 ○ 遺体の埋火葬許可書の発行に関すること。 ○ 安否不明者の氏名等の公表に関すること。 ○ 部内外の連絡調整に関すること。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
	税務班 (税務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害による市税の減免に関すること。 ○ 被害家屋調査に関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
	収税班 (収税課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害による市税の徴収猶予に関すること。 ○ 部内の応援に関すること。

	国保年金班 (国保年金課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被ばくに係る長期の健康調査に関すること ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること ○ 部内の応援に関すること
生活環境対策部	環境政策班 (環境政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時モニタリングに関すること。 ○ 被災地の廃棄物処理体制の確保に関すること。 ○ 災害時の廃棄物の処理指導に関すること。 ○ 廃棄物処理費の減免申請に関すること。 ○ 仮設トイレの設置に関すること。 ○ 愛護動物の救護に関すること。 ○ 飲料水（水道水以外）の摂取制限に関すること。 ○ 災害時における食品衛生に関すること。 ○ 電力供給の状況把握に関すること。 ○ 火葬場、クリーンセンターに関すること。 ○ し尿の処理に関すること。 ○ 死体収容処理並びに埋火葬に関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
	業務班 (業務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部内外の連絡調整に関すること。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
	水道班 (水道課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 総合的な水対策に関すること。 ○ 緊急時モニタリングに関すること。 ○ 飲料水（水道水）の摂取制限及び給水停止等の指導に関すること。 ○ 給水に関すること。
	下水道班 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 汚染された下水道汚泥の対策に関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
健康福祉対策部	健康づくり班 (健康づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 ○ 被災者等の救護に関すること。 ○ 応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関すること。 ○ 県が実施する原子力災害医療への協力に関すること。 ○ 災害時の防疫に関すること。 ○ 安定ヨウ素剤の配布に関すること。 ○ 要配慮者（妊産婦等）の対策に関すること。 ○ 被災者の健康管理に関すること。
	地域福祉班 (地域福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者（障がいのある方）の対策に関すること。 ○ 障がい者施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 障がい者施設入所者の避難に関すること。 ○ 福祉避難所に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉仮設住宅の供給に関すること。 ○ 災害ボランティア本部との連携に関すること。 ○ その他被災者支援に関すること。
	福祉保護班 (福祉保護課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死体収容処理並びに埋火葬に関すること。 ○ 部内外の連絡調整に関すること。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 ○ 災害救助法に関すること。 ○ 被災者生活再建支援法に関すること。 ○ 災害見舞金及び災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸与に関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
	介護・高齢者支援班 (介護・高齢者支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者(要介護者・高齢者等)の対策に関すること。 ○ 介護・高齢者福祉施設等との連携に関すること。 ○ 福祉仮設住宅の供給に関すること。 ○ 福祉避難所に関すること。
建設都市対策部	都市計画班 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災建築物・宅地危険度判定の実施に関すること。 ○ 部内外の連絡調整に関すること。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
	都市施設班 (都市施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園、市営住宅施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 管理施設の災害応急・復旧措置に関すること。 ○ 応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の供給に関すること。 ○ 部内の応援に関すること。
	建設班 (建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路及び橋梁の被害調査並びに災害対策に関すること。 ○ 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること。 ○ 河川、堤防、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 障害物の撤去に関すること。 ○ 応急工事用資機材の確保に関すること。
農林水産対策部	農業振興班 (農業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農作物の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 家畜及び畜産施設、樹園地等の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 農畜産物の出荷制限等に関すること。 ○ 農業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 農畜産物の情報が十分に伝わらないことによる混乱

		<p>(いわゆる風評被害) 対策に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病虫害の発生予防及び防除に関すること。 ○ 肥料、土壌改良資材、培土に関すること。 ○ 被害家畜の飼料に関すること。 ○ 家畜の感染症予防及び防疫に関すること。 ○ 家畜の避難・処分等に関すること。 ○ 被災農林産業者に対する融資の斡旋に関すること。 ○ 救助用米穀等の確保及び供給に関すること。 ○ 応急措置用農産物の種苗等の補給に関すること。 ○ 部内外の連絡調整に関すること。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関すること。
	農地政策班 (農地政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、農道、頭首工、ため池及び水路の被害調査並びに災害対策に関すること。 ○ 農地の放射性物質による汚染対策(除染)に関すること。 ○ 鳥獣対策に関すること。
	水産林務班 (水産林務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林道、その他治山施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 林産物の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 林産物の出荷制限等に関すること。 ○ 森林及び林産物の放射性物質による汚染対策(除染)に関すること。 ○ 林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関すること。 ○ 応急対策用資材(木材)等の調達・配分に関すること。 ○ 災害復旧用林業用種苗の確保及び斡旋に関すること。 ○ 水産物、船舶、水産施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 水産物の出荷制限等に関すること。 ○ 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること。 ○ 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関すること。 ○ 応急措置用水産物の確保及び斡旋に関すること。 ○ 緊急救助用船艇の斡旋に関すること。 ○ 被災水産業者に対する融資の斡旋に関すること。
経済振興対策部	ブランド政策班 (ブランド政策課) 学研都市づくり班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光客の把握・避難等の支援及び旅行者、滞在者の安全確保に関すること。 ○ 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ○ 観光等に関する情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関すること。

	(学研都市づくり課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部内外の連絡調整に関する事。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関する事。
	商工振興班 (商工振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料及び生活物資の確保、供給に関する事。 ○ 被災者の職業斡旋に関する事。 ○ その他労働対策に関する事。 ○ 商工業製品、企業等に関する情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関する事。 ○ 商工業者の被害調査及び災害対策に関する事。 ○ 被災商工業者に対する融資の斡旋に関する事。 ○ 市が造成した産業団地及び誘致企業の被害調査並びに災害対策に関する事。
議会対策部	議事班 (議事課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会との連絡調整に関する事。 ○ 調査団、視察団等の受け入れ対応に関する事。
子ども教育対策部	子ども班 (子ども課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉施設における避難に関する事。 ○ 児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ○ 被災母子(父子)世帯の援護に関する事。 ○ 部内の応援に関する事。
	子育て支援班 (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者等の救護に関する事。 ○ 応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関する事。 ○ 県が実施する原子力災害医療への協力に関する事。 ○ 災害時の防疫に関する事。 ○ 安定ヨウ素剤の配布に関する事。 ○ 要配慮者(妊産婦等)の対策に関する事。 ○ 被災者の健康管理に関する事。
	教育総務班 (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ○ 部内外の連絡調整に関する事。 ○ 部内の被害状況の取りまとめに関する事。 ○ 部内の応援に関する事。
	学校教育班 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災児童生徒の調査及び災害対策に関する事。 ○ 児童生徒等の避難に関する事。 ○ 児童生徒の登・下校の指導、臨時休校、臨時宿泊等に関する事。 ○ 応急教育の実施に関する事。 ○ 被災児童生徒への教科書、学用品の給与に関する事。 ○ 児童生徒の保健管理、保健指導及び心のケアに関する事。 ○ 学校給食に関する事。
消防本部	消防総務班 (消防総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火、救出・救助、救急に関する事。 ○ 消防活動状況及び災害情報の収集、連絡、記録集計

	予防班 (予防課) 警防班 (警防課) 救急班 (救急課) 通信指令班 (通信指令課) 消防署	に関すること。 ○ 消防部隊及び消防団の運用に関すること。 ○ 緊急消防援助隊等の受け入れ、連絡調整に関すること。 ○ 災害時における危険物の取り扱いに関すること。 ○ 消防通信指令に関すること。 ○ 避難誘導に関すること。 ○ 消防広報に関すること。 ○ 災害対策に必要な物資等の調整に関すること。 ○ 消防機械器具の整備に関すること。 ○ 行方不明者の捜索に関すること。
消防団	消防団本部 消防団分団	○ 災害広報に関すること。 ○ 行方不明者の捜索に関すること。 ○ 救助活動に関すること。 ○ 救急活動に関すること。 ○ 消火活動に関すること。 ○ 避難指示等の伝達に関すること。 ○ 避難誘導に関すること。
各課共通		○ 部内職員の動員配備調整、安否確認に関すること。 ○ 所管施設、所管事項の被害調査、災害対策に関すること。 ○ 災害対策本部への報告に関すること。 ○ 災害対策本部内の相互応援に関すること。 ○ 所管事項に関する民間事業者等への協力要請に関すること。

(2) 合同対策協議会への派遣など

市は、全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定められた職員を派遣し、原子力緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法などについて協議する。

また、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、原子力施設の状況の把握、緊急時モニタリング情報、原子力災害医療関係情報及び住民の屋内退避や避難等の状況把握等の活動に従事する。

(3) 専門家の派遣要請

ア 派遣要請

市は、警戒事態の発生を覚知した場合又は、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、必要に応じ、国（原子力規制委員会）に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

イ 国の専門家との協力

市は、国（原子力規制委員会）から派遣された専門家と十分協力して緊急事態応急対策を実施する。

(4) 応援要請及び職員の派遣要請など

ア 応援要請

市は、警戒事態の発生を覚知した場合、又は警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の情報連絡などがなされた場合、必要に応じ、国に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

イ 職員の派遣要請など

(7) 市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関及び指定地方公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。また、内閣総理大臣又は県知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

(5) 自衛隊の派遣要請など

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

通信の途絶などにより知事に対して災害派遣の要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合において、通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事などからの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊などを派遣する。

なお、市長は、これらの通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2 自発的支援の受入れ

原子力災害発生の際には、国内外から多くの善意の支援申し入れが想定されることから、市は、ボランティアや義援物資、義援金の受入れについて、適切に対応する。

(1) ボランティアの受け入れ

市は、国、県その他防災関係機関と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズ把握に努めるとともに、ボランティアの受付け、調整など受入れ体制の整備に努める。

ボランティアの受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力などボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動が円滑に実施されるよう支援に努める。

(2) 義援物資、義援金の受入れ

ア 義援物資の受入れ

市は、国、県その他防災関係機関の協力を得ながら、被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、義援物資の募集は原則として、企業などの大口のみとする。

イ 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどしてできる限り迅速な配分に努める。

第3 応急対策活動の実施

1 情報収集・伝達

市は、原災法及び協定に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態、警戒事態若しくは敷地施設緊急事態を覚知した場合又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合は、県警察、国、県、他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

(1) 事態発生情報などの連絡

ア 情報収集事態発生の情報連絡

(7) 国からの連絡

国(原子力規制委員会)は、情報収集事態を覚知した場合には、県、関係省庁、佐賀県、長崎県及び市に対し、情報収集事態の発生及びその後の状況について情報提供を行う。また、市、県、佐賀県及び長崎県に対して、連絡体制の確立などの必要な体制をとるよう連絡する。

(イ) 県からの連絡

県は、情報収集事態の発生を覚知した場合、又は情報収集事態の連絡を国(原子力規制委員会)等から受けた場合には、連絡体制の確立など必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

イ 警戒事態発生の情報連絡

(7) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国(原子力規制委員会)に対し、警戒事態発生を連絡するとともに、その他防災関係機関などへの連絡に備える。

(イ) 国からの連絡

国(原子力規制委員会)は、警戒事態に該当する自然災害を覚知した場合又は原子力事業者からの情報を基に警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、県及び関係省庁に情報提供を行う。

(ウ) 県からの連絡

県は、国及び原子力事業者から連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を覚知した場合には、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を覚知したことについて、市及びその他防災関係機関に連絡するとともに、県民等への情報提供を行う。

(エ) 市からの連絡

市は、県及び原子力事業者から情報連絡を受けた場合など警戒事態の発生を覚知した場合には、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を覚知した事項について、行政区長、自主防災組織、消防団、農協、漁協などの関係機関に連絡するとともに、市民等への情報提供を行う。

ウ 施設敷地緊急事態発生の情報連絡など

(7) 原子力事業者からの情報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、原災法及び協定に基づき、直ちに市、国など施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路に掲げる機関に当該事象について文書で送信するなど、早急に連絡するとともに、その着信を確認する。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

(イ) 国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、緊急事態が発生しているか否かを判断し、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報などについて、市、県、県警察及びその他関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立など必要な体制をとる。

(ウ) 国の専門官の確認など

原子力運転検査官は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに、現場の状況などを確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官へ連絡する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市、県及び国（原子力規制委員会）に連絡する。

(エ) 県からの連絡

県は、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官又は原子力事業者から情報連絡を受けた事項について、県警察、气象台、自衛隊、海上保安部、市、その他市町村、消防機関、原子力災害拠点病院及びその他防災関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立など必要な体制をとる。

(オ) 市からの連絡

市は、県又は原子力事業者から情報連絡を受けた事項について、行政区長、自主防

災組織、消防団、農協、漁協などの関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立などの必要な体制をとる。

なお、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）」の直接即報基準に該当する火災・災害などについては、直接消防庁へ報告する。

エ 平常時モニタリングで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合の通報

(7) 原子力事業者への確認及び市、原子力防災専門官への通報

県は、平常時モニタリングにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに、原子力事業者を確認するとともに、市、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。

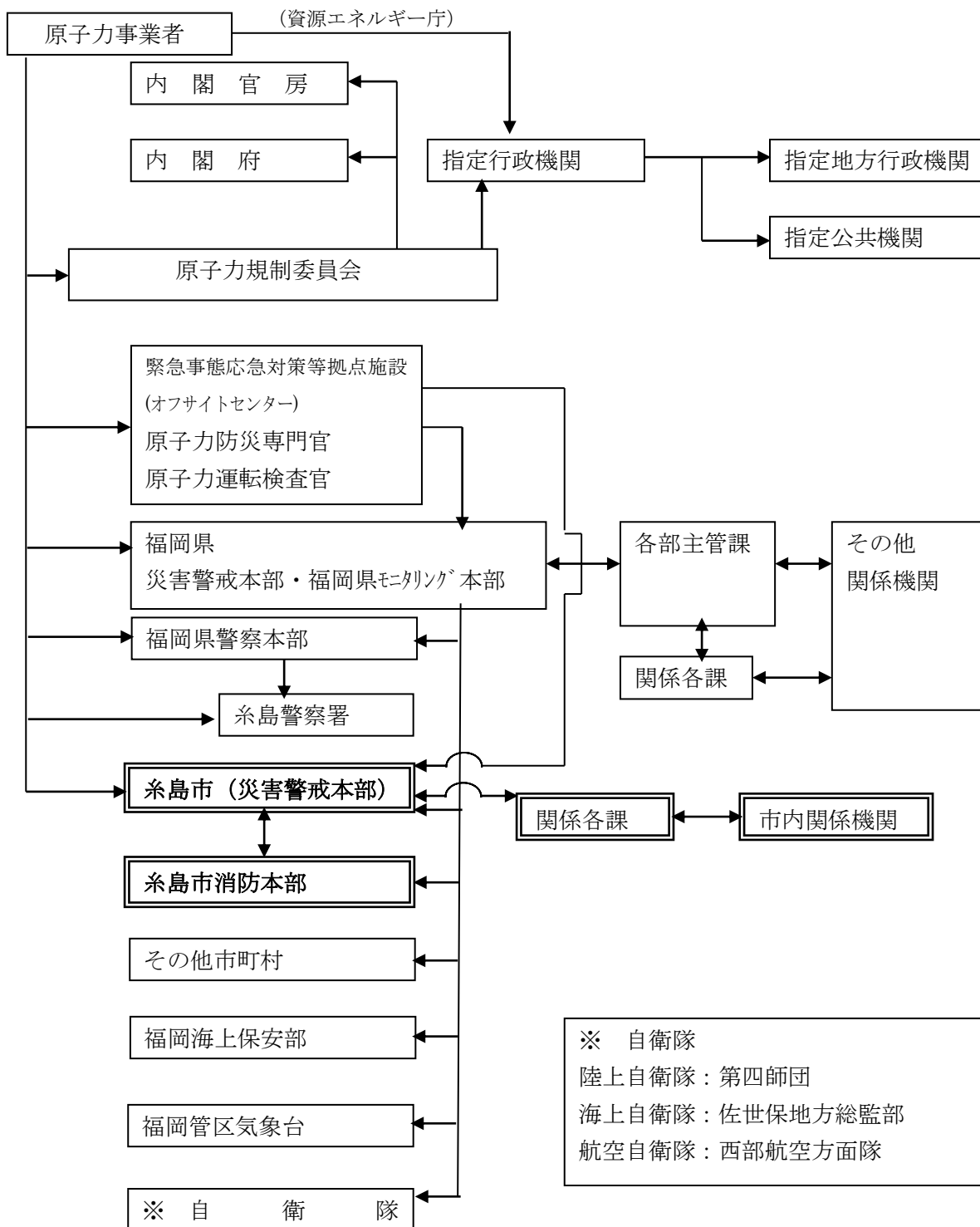
(i) 原子力防災専門官の確認

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに、原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県に連絡する。

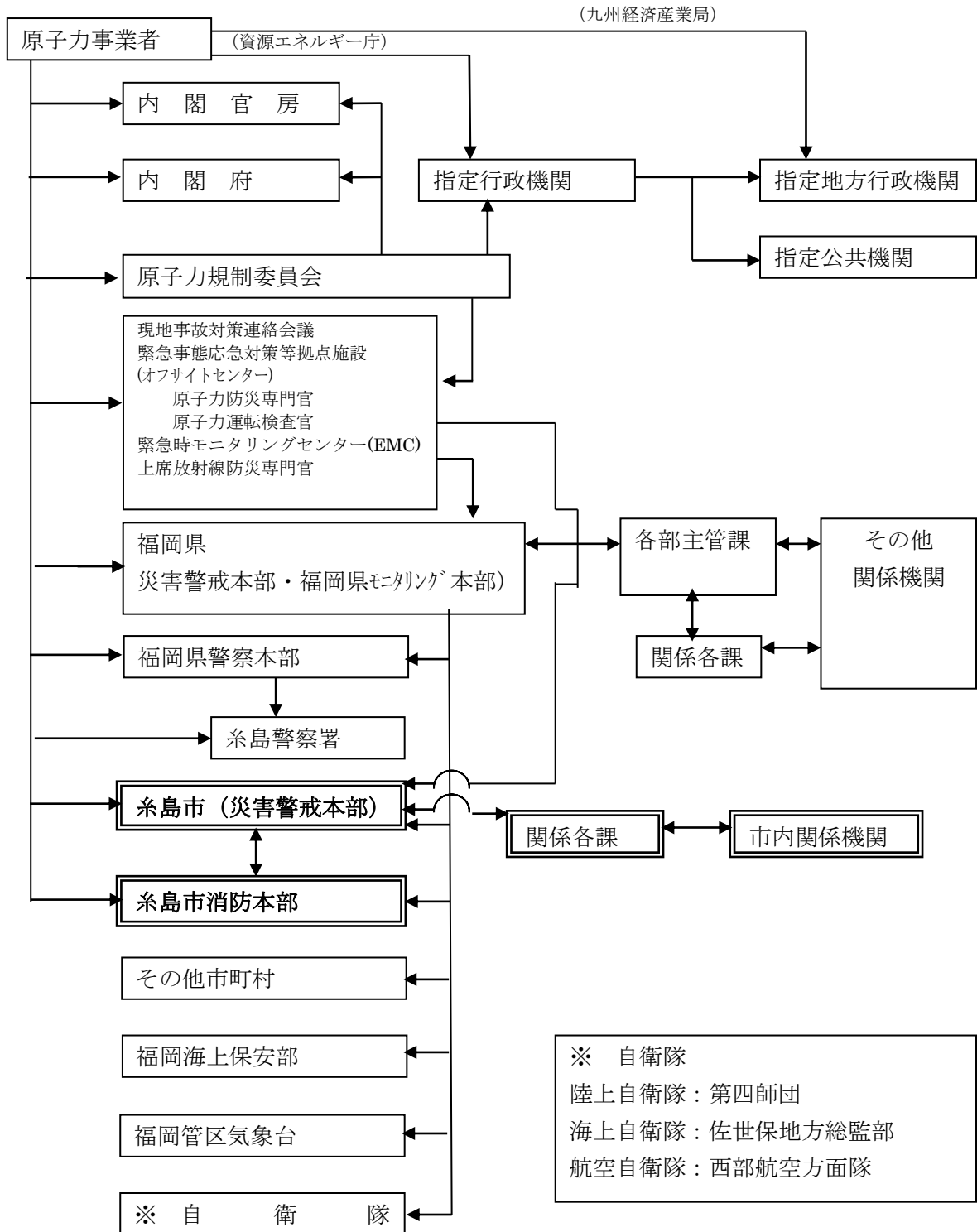
(ii) 原子力事業者の通報

原子力事業者は、施設の状況確認を行うとともに、施設敷地緊急事態の発生が確認された場合は、直ちに、施設敷地緊急事態の発生通報に基づいて関係機関へ通報を行う。

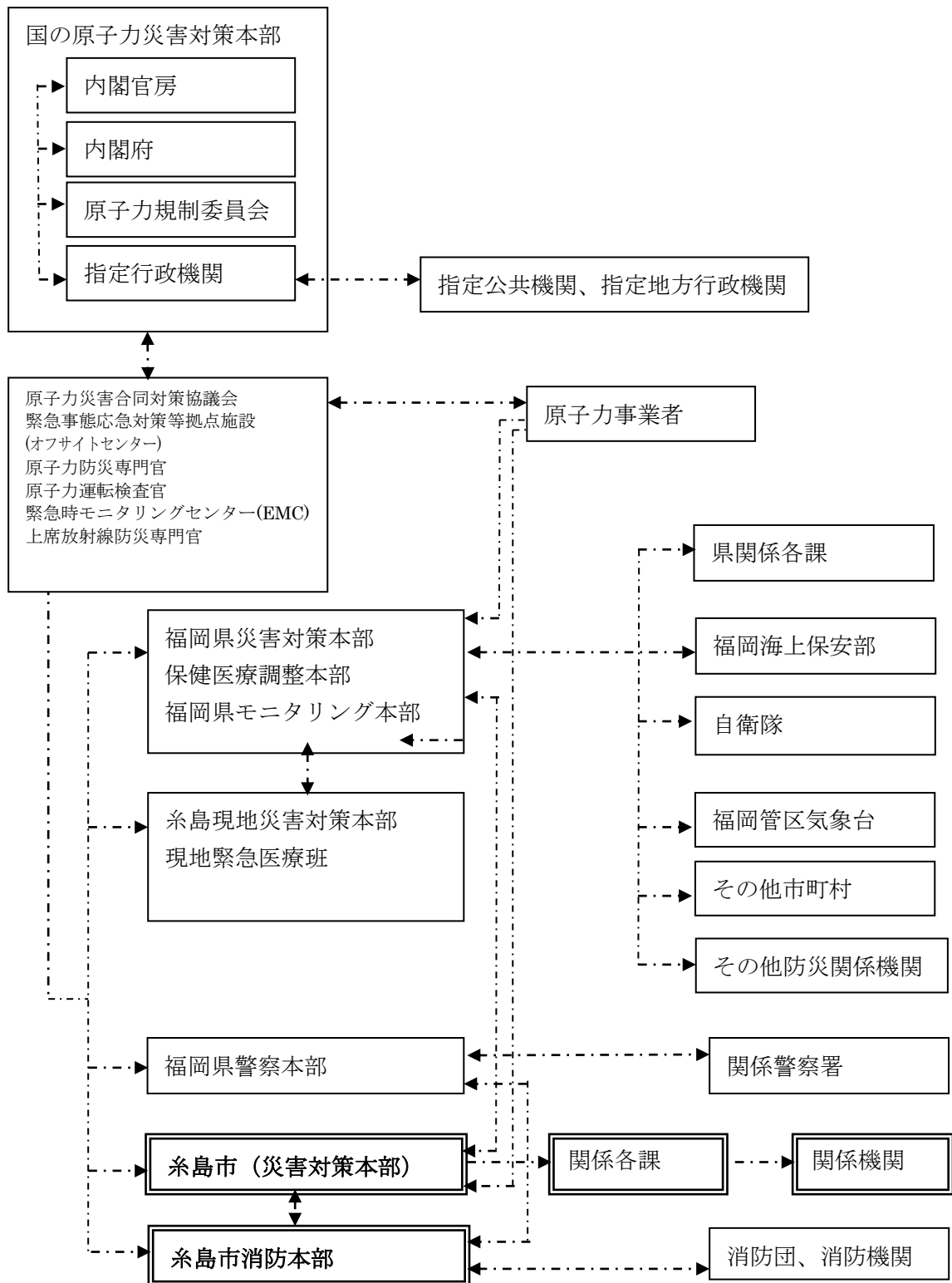
【 情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路 】



【 施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路 】



【 全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路 】



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部などが設置された場合もこれに準じる。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(ア) 原子力事業者の情報連絡

原子力事業者は、市、県、国、原子力防災専門官などに施設の状況、応急対策活動の状況及び被害状況などについて定期的に文書などで連絡するとともに、状況に変化がある場合は、直ちに、連絡する。

なお、市は情報連絡を受けた事象に関する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

(イ) 市、国及び県の相互連絡

市、国（原子力規制委員会）、県及び原子力防災専門官は、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況などを随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

(ウ) 市と関係機関との連携

市は、関係機関との間において、国（原子力規制委員会）及び原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況などを随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

(エ) 現地事故対策連絡会議との連携

市は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、相互に連絡を密にする。

イ 全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整など

(ア) 情報の共有

市は、国（原子力災害現地対策本部）、県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、オフサイトセンターにおいて情報収集活動を行う。

また、市は、オフサイトセンター内に設置される合同対策協議会において、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、屋内退避や住民の避難等の状況など、国などの防災関係機関との連絡・協議により、継続的に災害情報等を共有し、市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(イ) 派遣職員の業務

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況などに関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国などの防災関係機関との連絡・協議を踏まえたモニタリング情報などの把握に努め、市対策本部に連絡する。

(3) 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波などの影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線などを活用し、情報収集・連絡を行う。

2 緊急時モニタリング活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリングなどに協力する。

また、オフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限など、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

3 市民などへの的確な情報提供活動

原子力災害が発生した場合、市、県、その他市町村及び防災関係機関は、テレビ・ラジオ、防災行政無線や広報車などあらゆる手段を活用し、必要に応じて専門家の助言を得ながら、災害に関する情報を迅速かつ的確に提供するとともに、市民などの問合せに対応するため相談窓口を設置する。

(1) 市民などへの情報提供活動

ア 市民などへの広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、市民などに対し、的確な情報提供が迅速に行われるよう、国（原子力規制委員会）、県、他市町村及び防災機関などとの連携を図るとともに、テレビ・ラジオ等を有効活用するための放送事業者等報道関係機関への報道要請や、メール配信システムなどの活用により、市民などへの情報提供を図る。

市は、市民等に対し、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供を図る。

- (ア) テレビ、ラジオの放送
- (イ) 市防災行政無線
- (ロ) 広報車
- (ハ) 市ホームページ及びSNSサービス
- (ニ) メール配信システム（緊急速報メール等を含む）

イ 実施方法

市民などへの情報提供に当たっては、次のことに配慮する。

- (ア) 情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (イ) 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど定期的な情報提供に努める。
- (ロ) 速やかな情報提供に努めるとともに、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- (ハ) 各防災関係機関は、相互に連携し、情報の一元化を図る。

ウ 広報内容及び要配慮者への配慮

市は、市民などのニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果など）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、市などが講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路及び避難所など有益な情報を正確かつきめ細やかに提供する。

なお、その際、自主防災組織、行政区及び民生委員・児童委員などと協力・連携し、要配慮者に配慮する。

エ 広報内容の確認

市は、合同対策協議会で行われた協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で、市民などに対し、情報の公表及び広報活動を行う。

また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び原子力事業者等と相互に連絡を取りあうものとする。

オ 多様な情報提供手段の活用

市は、安否情報、交通情報及び各種問合せ先など市民などに有益な情報を、ホームページなどを活用して提供に努める。

(2) 誤情報の拡散への対処

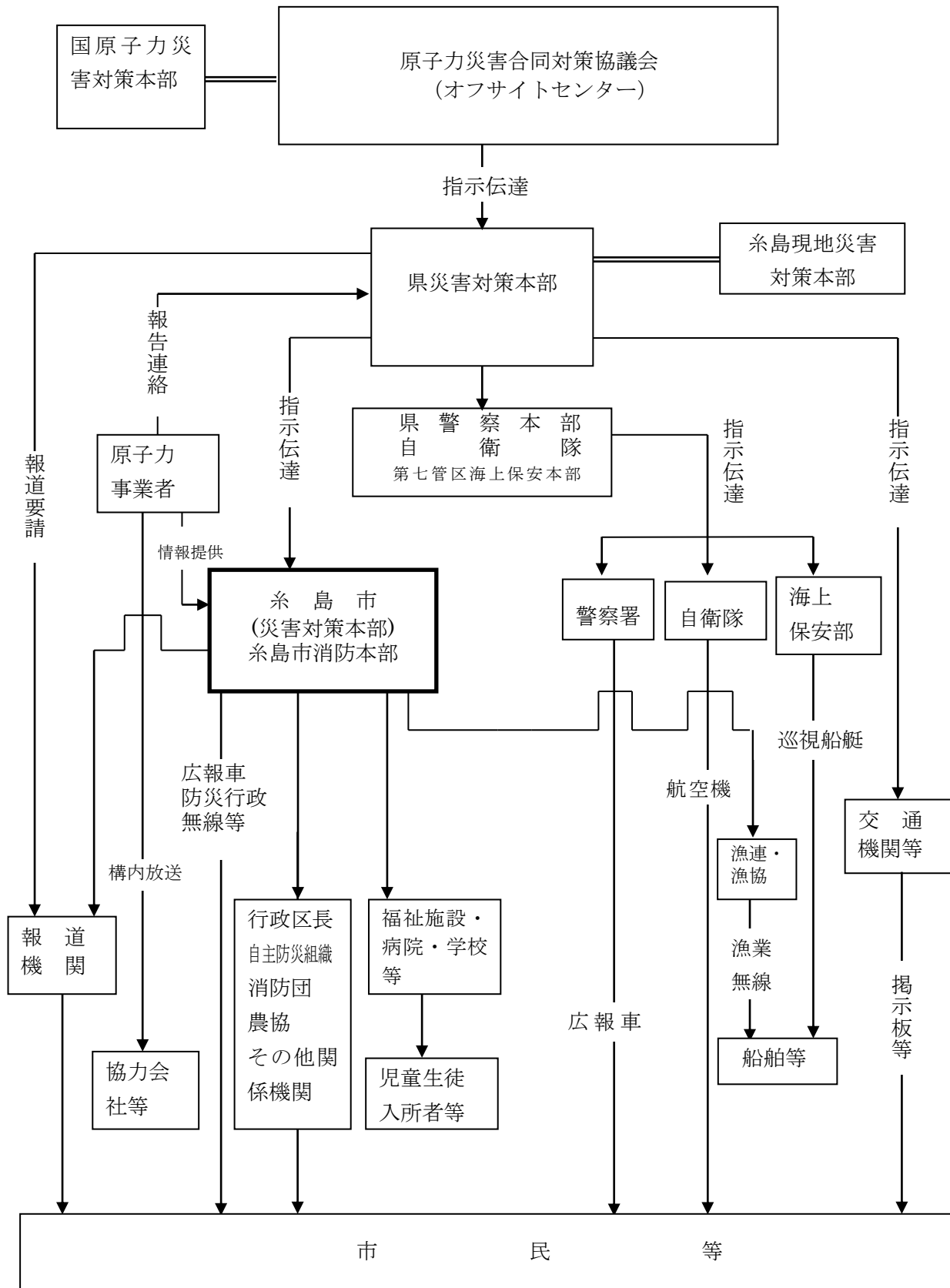
市は、市民等へ提供した情報について、ホームページなどを注視し、誤情報の拡散抑制に努めるとともに、誤情報が確認された場合は、公式見解を迅速に発表する。

(3) 市民等からの問合せに対する対応

市は、速やかに市民などからの問合せに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間対応可能な体制を構築する。

また、市民などのニーズを見極め、情報の収集、整理及び発信を行うとともに、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努める。

【 市民等に対する指示伝達・情報提供の系統図 】



4 屋内退避、避難等の防護措置

市は、原災法第20条第3項の規定に基づく、原子力災害対策本部長の指示などに基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じるとともに、食料品や生活必需品などの供給対策を実施する。

避難については、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「基本計画」及び市が策定する「個別計画」に基づき実施する。

(1) 屋内退避及び避難等の防護措置の実施

市は、警戒事態の発生を覚知した場合又は協定第2条若しくは原災法に基づき情報連絡を受けた場合、県警察、消防機関及びその他防災関係機関にその状況などを、直ちに、通知するとともに、プレスリリースやホームページによる情報提供などあらゆる手段を活用して、市民などに広報する。

ア 避難等の指示など

(7) 警戒事態発生時

市は、警戒事態が発生した場合、その状況等をプレスリリースやホームページによる情報提供などあらゆる手段を活用して、市民などに広報する。

(4) 施設敷地緊急事態発生時

市は、施設敷地緊急事態が発生した場合、国の要請に基づき、対象地域において屋内退避又は、避難の準備を行うよう指示する。

(5) 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された場合、国の指示に基づき、対象地域の住民などに屋内退避及び避難等の準備を行うとともに、対象地域を越える地域の住民などに対して、屋内退避などの可能性がある旨の注意喚起を行う。

(8) O I Lに基づく避難等

市は、国が実施する緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果が、O I Lの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合は、住民などに対し、避難等のための立ち退きの指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策を実施するよう伝達するとともに、避難等に伴う支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請する。

市は、国からの指示などに基づき、住民などに対し、避難等のための立ち退きの指示を行うとともに、「個別計画」に定める避難先などに職員を派遣し、避難所の運営を行う。

イ 屋内退避による防護対策

(7) 屋内退避は、放射性物質が既に放出、拡散していることが予想される場合（予測線量が不明な場合を含む。）、予測線量があまり高くない場合、放射性物質が既に放出、拡散したが一過性の放出であり、放出が停止し収束に向かっている場合等を対象とする。

(4) 市民は、屋内退避の指示が出された場合は、原則として自宅内に留まる。

(ウ) 屋内退避をする場合は、建家の有する遮蔽効果と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図る等の防護対策を講ずる。

(エ) 屋内退避が長期にわたることが予想される場合は、気密性の低下等の理由から避難の実施を検討する。

(オ) 市は、防護対策地域内の戸外にいる市民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

ウ 避難による防護対策

(イ) 避難は、防護対策の中でも被ばく低減の効果が最も大きい対策であることから、放射性物質の大量放出が予想される場合、放射性物質の長期放出が予想される場合で避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等に実施する。

(ロ) 市民避難の優先順は、被ばくの影響度の大きさを考慮し、乳幼児、妊産婦、子ども等を第1優先とする。

エ 対象地域を越える地域における防護対策等

放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を越える地域の市民などの避難等が必要となる場合がある。

このような場合、市は、事態の規模や、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は国が実施する緊急時モニタリングによる放射性物質汚染状況調査が、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められ、国の指導・助言、指示があった場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示など必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難等の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。

迅速かつ円滑な避難等を実施するため、市は県に対し、対象地域を越える避難者数の連絡を行うとともに、避難先の調整を要請する。

オ 情報の提供

市は、国、県、県警察、その他防災関係機関及び報道関係機関等と連携して、対象地域の市民などに対し、広報車、防災行政無線、テレビ・ラジオ等あらゆる手段を活用して、事故の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び市が講じている施策に関する情報、屋内退避の指示、避難等の場合における避難方法や指定避難所などの所在、避難退域時検査の場所などの避難等に資する情報を連携して提供する。

カ 避難状況の確認

市は、避難等のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問及び指定避難所などにおける確認などにより市民等の避難状況の確認を行う。

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、県及び医療機関などと連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤服用の効果・服用対象者、禁忌などについて避難者へ説明する。

市及び県は、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合に、直ちに服用対象の避難者などが安定ヨウ素剤を服用できるよう、国の指示に基づき、服用にあたっての注意を払った上で、服用時期及び服用方法の指示及び医師・薬剤師の確保などその他必要な措置を講じる。

なお、安定ヨウ素剤の配布については、原則として医師の関与の下で行うが、時間的制約などにより、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなど、あらかじめ定める代替の手続によって配布・服用指示を行う。

(3) 避難等及びその指示の実効性を上げるための措置

ア 避難手段

原子力災害時においては、迅速に避難等するためには、自動車による避難等が効果的であることから、避難等にあたっては、自家用車両を利用することとし、その場合は、努めて乗り合いによるものとする。自家用車がない場合は、自主防災組織等の中で乗り合わせによる避難を行う。この場合、事前に乗り合わせする車両を決めておく。

どうしても上記手段による避難ができない場合のみ、指定された集合場所に集合し、市の公用車、県が準備したバス及び自衛隊車両等を利用する。

なお、自動車による避難等に加え、他の交通手段を活用できる場合は、状況に応じて柔軟に対応する。

イ 離島（姫島）における避難手段等

姫島住民などの避難等については、市営渡船及び漁船による避難を原則とする。ただし、海の時化などにより避難先の最寄りの漁港まで船による避難等が困難な場合は、糸島市内（本土）の最寄りの漁港まで船で避難した後、県が準備したバスで避難する。

なお、いずれの方法による避難も困難な場合は、県を通じて海上保安庁へ海路・空路での避難支援又は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶による避難等が困難な場合には、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大・予防対策を講じ、気密性を確保するなどの放射線防護対策を実施している姫島福祉センターはまゆう等に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。

ウ 警戒区域設定による立入制限等

市は、避難等を指示した区域については、必要に応じ、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示の実効性を上げるために必要な措置を講じる。

エ 感染症の流行下での防護措置

新型コロナウイルス感染症等の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」及び県が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」、市が作成した「糸島市避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(4) 要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

なお、避難誘導に当たり、避難等に時間を要することを踏まえ、早めに避難等を開始するように努めるとともに、必要に応じ、病院や社会福祉施設への要配慮者の受入れを県を通じて要請するなど特別な配慮を行う。

また、受入市町と協力し、要配慮者の指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がいのある方向け応急仮設住宅の設置等に努めるほか、要配慮者等に向けた情報の提供や避難所のバリアフリー化など、生活環境に十分配慮する。

(5) 自主防災組織、行政区等との協力・連携

市は、要配慮者の避難誘導や市民の指定避難所等での生活に当たり、自主防災組織、行政区及び民生委員・児童委員などと協力・連携する。

(6) 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(7) 被災者の健康と心のケア対策

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、市は、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(8) 避難所における生活環境の確保

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、避難所の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

(9) 飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、

毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国に物資の調達を要請する。

(10) 愛護動物の救護対策

市は、飼い主による動物愛護の同行避難を呼びかけるとともに、県及び獣医師会など関係団体と協力し、愛護動物の保護などを行う。

また、飼い主と同行避難した愛護動物について、指定避難所などを設置する市町村及び獣医師会等関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージなどの確保を行うなど、指定避難所などの生活環境の悪化を防止し、愛護動物の飼育環境の維持に努める。

(11) 家畜の避難等

市は、県と連携を図り、生産者組織など関係団体と協力し、家畜の避難等を行う。

5 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等

学校等、病院など医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設などにおいては、避難等の指示などがあった場合は、避難方法、避難経路、誘導責任者、避難所などについてあらかじめ策定した避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難等を実施する。

(1) 学校等

学校等は、屋内退避又は避難等の指示があった場合は、当該学校等があらかじめ定めた避難計画に基づき、教職員等は原則として生徒等を保護者へ引き渡し、迅速かつ安全に避難等させる。

(2) 病院等医療機関

対象地域に所在する病院など医療機関は、原子力災害が発生し、避難等の指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画に基づき、医師、看護師及び職員の指示のもと、迅速かつ安全に入院患者など避難等させるよう努める。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女などを優先して行うこととし、必要に応じて他の医療機関に対し、応援を要請する。

(3) 社会福祉施設

対象地域に所在する社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難等の指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入所者などを避難等させるよう努める。

(4) 大規模集客施設など

対象地域に所在する大規模集客施設などは、原子力災害が発生し、避難等の指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画に基づき、施設職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に利用者を避難等させるとともに、その他適切な措置を講じる。

6 行政機関、学校等の業務の継続

市は、庁舎や学校等の所在地が避難等のための立ち退きの指示を受けた場合、あらかじめ定めた避難先へ避難等するとともに、必要な業務を継続する。なお、その旨を市民などへ周知する。

7 緊急輸送活動

市は、避難、医療・救護活動及び救助・救急活動などを早急に実施するため、国、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関と連携し、緊急輸送活動を行う。

(1) 緊急輸送活動

ア 緊急輸送の対象

- (ア) 負傷者、避難者
- (イ) 医療・救護活動及び救助・救急活動に必要な人員及び資機材
- (ロ) 緊急事態応急対策要員（国現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、オフサイトセンターへの派遣要員、県糸島現地災害対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員など）及び必要な資機材
- (ハ) 指定避難所などを維持・管理するために必要な人員及び資機材
- (ニ) 食料及び飲料水など生命の維持に必要な物資
- (ホ) その他緊急に輸送を必要とするもの

イ 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 救助及び救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民などの生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

ウ 緊急輸送体制の確立

(ア) 緊急輸送活動の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況などを勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

(イ) 輸送手段の確保

市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県に対してその確保を要請する。

(ロ) 合同対策協議会での応援要請

市は、上記(イ)によっても人員及び車両などが不足するときは、合同対策協議会の場などにおいて、人員及び車両などの確保に関する支援を要請する。

(2) 緊急輸送のための交通確保

市は、県及び交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡を取り、緊急輸送のための交

通を確保する。

8 原子力災害医療活動への協力

市は、避難所等における市民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。

9 救助・救急活動

市は、国、県等防災関係機関と連携し、その役割に応じて被ばく傷病者等への救助・救急活動を実施する。

(1) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動の実施

市は、災害の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、防災関係機関との連携のもとに救助・救急活動を行う。

イ 緊急消防援助隊などの応援要請

市は、災害の状況などから必要と認めるときは、以下の事項を明らかにして、速やかに県に緊急消防援助隊の応援要請又は自衛隊の災害派遣を要請する。

この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。

(ア) 災害の状況及び応援要請の理由及び応援の必要期間

(イ) 応援要請を行う救助・救急活動の種別と人員

(ウ) 市への進入経路及び集結（待機）場所

(2) 惨事ストレス対策

市は、救助・救急活動を実施する職員などの惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、消防庁などに精神科医などの専門家の派遣を要請する。

10 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

原子力災害が発生した場合、緊急事態応急対策に従事する者は放射性物質によって汚染された地域で作業を行うこともあり、その安全や健康を適切に守るための対策を講じるための必要があるため、市は、緊急時モニタリングや原子力災害医療など緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るものとする。

(1) 防護対策

市は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計などの防災資機材の装備及び安定ヨウ素剤の配備など必要な措置を取るよう指示する。

また、県等防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤などの防護資機材の調達の協力を要請する。

(2) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

ア 緊急事態応急対策に従事する者の防護指標

市は、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護について、国の防災指針における次の指標に基づき適切に行うものとする。

(ア) 災害応急対策活動及び災害復旧対策活動を実施する緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量（※）で50ミリシーベルトを上限とする。

※ 体全体で平均化した被ばく量

(イ) 緊急事態応急対策に従事する者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、国から派遣される専門家、警察、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者など）が、災害の拡大の防止及び人命救助など緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限として用いる。

なお、この緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護についての指標は上限であり、防災活動に伴う被ばく線量は、できる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

イ 被ばく管理

市は、県と連携又は独自に緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理を適切に行う。

なお、被ばく管理に当たっては、県モニタリング本部、県保健医療調整本部及び原子力災害医療派遣チームと緊密に連携するものとする。また、必要に応じて県等防災関係機関に除染などの医療措置を要請する。

ウ 情報交換

市は、応急対策を行う職員などの安全確保のため、国、県、県警察、高度被ばく医療支援センターなど、原子力事業者その他防災関係機関と、密接に情報交換を行う。

11 飲料水、飲食物の摂取制限など

市は、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物などの採取並びに出荷制限について、必要な措置を講じる。

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く。）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。

なお、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限などの措置の内容について、市民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

(2) 飲料水、飲食物の汚染状況調査

市は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。

また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

【 飲食物摂取制限に関するOIL ※1 】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2			防護措置の概要
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※5	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

(3) 農林水産物などの採取及び出荷制限

市は、農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの要請内容について周知するとともに、県が要請する措置を講じるよう要請する。

また、要請した措置の内容について、市民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

- ① 農作物の作付け制限
- ② 農林水産物などの収穫、漁獲の禁止
- ③ 農林水産物などの出荷制限
- ④ 肥料、土壌改良資材、培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- ⑤ その他必要な措置

【肥料（堆肥、腐葉土など）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わらなど）の許容値に関する指標】

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400 ベクレル/kg
牛、馬用飼料	100 ベクレル/kg
豚用飼料	80 ベクレル/kg
家きん用飼料	160 ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40 ベクレル/kg

（出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」）

(4) 飲料水、飲食物の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限などの措置を要請したときは、必要に応じて本計画に基づいて、市民などへの応急給水などの措置を講じる。

また、必要に応じて県に支援を要請する。

(5) 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の解除

市は、県が原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示又は要請に基づき実施する飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物などの採取及び出荷制限の解除を受け、県の指導・助言及び指示に基づき摂取制限及び出荷制限の解除を実施する。

12 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期する。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

13 文教等対策の実施

学校、幼稚園及び保育園は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設等の復旧、応急教育等の円滑な実施を図り、学校教育等の早期回復に努める。

(1) 生徒等の安全確保措置

ア 臨時休校などの措置

学校等は、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校などの措置をとるものとする。

イ 登下校での措置

学校等は、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊などとの連携を図り、通学経路の変更、集団登下校などの措置を講じる。

ウ 屋外活動制限などの措置

学校等は、原子力災害の発生したときは、必要に応じ、校庭・園庭などでの屋外活動制限などの措置を講じる。

(2) 学校等施設の被害状況の把握、応急復旧

市は、学校等やその通学路などの汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

(3) 応急教育等の実施

学校等の設置者などは、学校施設などが被災した場合、次により応急教育等を実施する。

ア 応急教育等の実施場所

- 第1順位 避難先地域内の小・中学校及び高等学校
- 第2順位 避難先地域内の幼稚園・保育園、公民館、集会所等の公共施設
- 第3順位 避難先地域外の学校又は公民館等の公共施設
- 第4順位 応急仮校舎の建設

イ 応急教育等の方法

- (7) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む。）及び通学路の被害状況を把握する。
- (8) 教職員を動員し、授業再開に努める。
- (9) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (10) 生徒等を一度に受入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (11) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

ウ 教職員の確保

学校等の設置者などは、教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、講師などの任用などにより教職員の確保に努める。

エ 学用品の調達、支給等

市は、住家の被害等により教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を調達し支給する。

※ 災害救助法による学用品の給与の詳細は、「福岡県地域防災計画」を参照

14 核燃料物質などの運搬中の事故に対する対応

市は、県と相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講じる。

また、市消防本部は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

※ 玄海原子力発電所で用いる核燃料物質（新燃料、使用済燃料）については、通常、福岡県の管轄地域を通過することはない。

第4節 災害復旧対策

第1 災害対策の概要

本節は、原災法第15条第4項の規定に基づく緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めたものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に定めた対策に準じて対応する。

第2 災害復旧事業の推進

1 応援要請、職員の派遣要請など

(1) 応援要請

市は、災害復旧対策のため必要と認める場合は、あらかじめ締結された応援協定などに基づき、県を通じて他の都道府県等に応援要請を行うとともに、県を通じて又は独自に他市町村等に対し応援要請を行う。

(2) 職員の派遣

市は、災害復旧対策のため必要と認める場合は、指定地方公共機関、指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 援助等

市は、災害復旧対策のため必要と認める場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、放射線による人体への障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求める。

2 現地事後対策連絡会議への職員派遣

市は、原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止に伴い、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関などの災害復旧対策の体制、役割分担の明確化及び講じるべき災害復旧対策の内容の確認などを目的とする「現地事後対策連絡会議」がオフサイトセンターで開催されるときは、職員を派遣する。

また、当該連絡会議に派遣された職員は、関連情報の集約・整理及び国が行う事務に協力する。

第3 被災者の生活再建等の支援

1 放射性物質による汚染の除去

市は、市民などの被ばく線量を低減するため、国、県、その他市町村、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の除去（除染）を行う。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地及び森林などの対象の中から、人の健康保護の観点から地域を選別し、優先的に実施する。また、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供などの生活環境については、

優先的に除染する。

市は、原子力事業者に対し、除染に必要な防災資機材の貸与及び必要に応じて原子力防災要員の派遣を要請する。

2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

市は、国の主導のもと、国、県、他市町村、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う。

(1) 収集、運搬等

市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管等必要な協力を行う。放射性物質の付着した廃棄物、土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先などの記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置を取る。

(2) 市民、事業者等に対する周知徹底

市は、市民、事業者などに対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限などの対象となった飲食物、農林水産物等の廃棄物や除染により発生した放射性物質の付着した土壌の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求める。

(3) 搬送要請

市は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請する。

3 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリングなどによる調査、国が派遣する専門家や国の判断などを踏まえ、応急対策として実施した、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限など、各種制限措置の解除を行うとともに、解除の実施状況を把握する。

4 環境放射線モニタリングへの協力

市は、県が実施する環境放射線モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線モニタリングなどの協力を行う。

5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など

市は、市民などの原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況などを記録する。

(1) 災害地域住民などの登録

市は、屋内退避及び避難等の措置を講じた市民などに対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、指定避難所などにおいて講じた措置について登録を行う。

(2) 影響調査の実施

市は、必要に応じ庁舎などに相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

(4) 指定された避難所以外に避難等した住民への対応

市は、避難状況を確実に把握するため、市が指定した避難所以外に避難した住民に対し、糸島市災害対策本部に避難先と連絡先を報告するよう、県の協力を得ながら周知する。

市は、避難した者に対し、避難先の市町村の協力を得ながら必要な情報提供や支援を行う。

6 情報が十分伝わらないことによる混乱（風評被害）の影響の軽減

市は、国内外において、農林水産業及び観光業などにおける情報伝達不足による混乱や避難先でのいじめ問題などの人権侵害が生じるおそれがあることから、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱、いわゆる風評被害」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品などの適正な流通促進、観光地の安全性アピール、避難先でのいじめなど人権侵害の防止などに関する情報提供・広報活動を実施する。

市は、ホームページへの掲載やイベントの開催などを通じた広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供及び広報活動を行うなど、国外からの影響にも留意する。

7 被災中小企業などに対する支援

市は、国、県及びその他市町村と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災中小企業、被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

また、被災中小企業、被災農林水産業者などに対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

8 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、必要に応じ国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備し 実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、子どもなどに十分配慮する。

9 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努める。

また、関係行政機関及び業界団体などに働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第5節 複合災害対策

第1 複合災害対策の概要

本節は、東日本大震災を踏まえ、複合災害を想定したものである。

複合災害時にも、本計画に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策及び復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通、輸送網及び通信網の寸断、電気、ガス、水道などのライフラインの不通、災害拠点施設、避難施設、病院などの対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本節においては、特に、応急対策に当たる上での体制及び留意点を定めることとする。

第2 災害事前対策

災害事前対策については、発生する災害の種類に応じ、本計画の「災害予防計画」の定めるところによるものとする。

ただし、複合災害時においては、災害予防対策の実施に当たり、次の点に留意する。

1 災害事前対策実施に当たっての基本的な考え方

災害予防対策の実施に当たっては、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資機材の不足に備えた広域的な応援体制、民間団体などとの連携・協力関係の整備、充実など）に努める。

2 災害事前対策に係る留意点

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、複合災害時においても、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実に情報の収集・伝達を行うため、必要な連絡体制の整備に努める。

(2) 市民などへの情報提供、相談体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害時において、市民などに対して正確な情報を迅速に提供するための必要な体制等及び市民等の問合せに対応する相談体制の整備に努める。

(3) 避難受入れ活動体制の整備

市は、複合災害時の避難所の設置運営方法に当たり、情報の提供方法を含む市民などへの応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

(4) 物資の備蓄・調達、供給活動に係る留意点

市は、大規模な自然災害が発生した場合、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄の検討、備蓄拠点の設置など体制の整備に努

める。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制・輸送体制の整備に努める。

(5) 緊急輸送活動の整備

市は、国及び県と協力し、災害応急対策に必要な資機材について、複合災害時においても確実に搬送できるよう、搬送経路及び手段について体制の整備に努める。

(6) 複合災害に関する防災知識の普及・啓発

市は、国、県、他市町村及び原子力事業者と連携し、複合災害時に住民などが取るべき行動について、普及・啓発活動を行う。

防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者への普及・啓発が図られるよう努める。

(7) 緊急事態応急対策に従事する者に対する研修及び防災訓練の実施

市は、緊急事態応急対策に従事する者に対する研修を実施するに当たり、複合災害時の対応についても考慮する。

また、防災訓練の実施に当たっては、複合災害発生時に対応できる実践的なものとなるよう努める。

第3 災害応急対策

災害応急対策については、発生する災害の種類に応じ、本計画の「風水害応急対策計画」及び「震災応急対策計画」など各編の定めるところによる。

ただし、複合災害時においては、災害応急対策の実施に当たり、以下の点に留意する。

1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、市、県等防災関係機関は、災害対応が可能な安全な施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とする。

ただし、複合災害時には、単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、市、県等防災関係機関は、単一の災害時以上に情報収集及び情報共有に努める。

2 活動体制

市は、複合災害時に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、次の計画よりその活動体制を確立する。

(1) 活動体制

市は、複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本

部などを設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

なお、本計画及びマニュアルなどにおいて、あらかじめ複合災害における災害対策本部などの設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めるよう努めるとともに、これに従いたる確な活動体制を構築するよう努める。

(2) 県による応援など

複合災害時において、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで県が必要と認めるときは、県は、市からの要請を待たず、職員の派遣など自ら応援を行い、又は国、他の都道府県、他の市町村、関係機関などに応援を要請し、又は指示する。

3 災害応急対策活動に係る留意点

(1) 情報の収集・連絡

市は、複合災害時に、災害対策本部において、ライフライン事業者からのライフライン被災状況や、道路管理者、県、他市町村などからの自然災害による避難経路及び避難施設に係る被災情報などを早急かつ的確に把握するとともに、県等防災関係機関と情報共有を図る。

なお、自然災害の影響に伴い、一般電話回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線などを活用し、情報収集・連絡を行う。

(2) 市民などへの情報提供、相談体制に係る留意点

市は、自然災害による情報提供手段の喪失、広報が伝わりにくくなること、又は広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、市民等の不安解消や混乱の防止のため、相談窓口の増設やあらゆる媒体を活用した広報の回数増加などにより、被災状況などに関する広報に努める。

(3) 避難等の防災活動

市は、複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、県と緊密に連携を図りながら、人命最優先の観点から予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

また、市は国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、あらかじめ定めている避難所などへの避難指示を行うことを検討する。その際には、国や県と緊密な連携を行う。

ア 避難等

市は、3-1により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少などが想定又は確認できるときは、県等防災関係機関及び各道路管理者と協力し、代替となる避難経路の確保を図る。

また、市は、道路崩壊などにより陸路での避難が困難になった場合は、県等防災関係機関とともに海路又は空路での搬送手段の調整を速やかに行う。

その上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難

施設において避難等の防護対策を行う。

その際、自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定される場合は、避難誘導その他の防護対策に当たり十分留意する。

イ 自衛隊への災害派遣要請

市は、輸送能力が不足する場合には、自衛隊の災害派遣を県に要請する。

ウ 避難所における留意点

市は、県等防災関係機関と協力し、避難の長期化における衛生環境の維持、愛護動物の保護などについて対策を実施する。

(4) 防災設備・機材の損壊時の対応に係る留意点

ア 緊急時モニタリングへの協力

自然災害によるモニタリングポストなどの倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊、道路の遮断などによりモニタリングができなくなったときは、県が策定する緊急時モニタリング実施要領に基づき、サーバイメータを用いるなどの代替策を講じて緊急時モニタリングに協力する。

イ その他の医療・救助・救急・消火活動体制

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、他市町村、関係団体などとの協力により、活動体制を確保する。

(5) 緊急輸送活動

市は、3-1(1)により収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少などが想定又は確認できるときは、県及び各道路管理者と協力し、代替となる輸送経路又は啓開作業による輸送経路の確保に努める。

第4 災害復旧対策

災害復旧対策については、複合災害における復旧対策は、災害の種類に応じ、「災害復旧復興計画」などの定めるところによる。